

事務連絡
平成 29 年 9 月 7 日

各都道府県消防防災主管部
東京消防庁・各指定都市消防本部 } 御中

消防庁消防・救急課

緊急防災・減災事業債の積極的な活用による消防防災体制の充実について

緊急防災・減災事業債（以下「緊防債」という。）については、地方公共団体が引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組んでいけるよう、東日本大震災に係る復興・創生期間である平成 32 年度まで延長されたところです。

各地方公共団体におかれては、緊防債が延長された趣旨を踏まえ、緊防債の積極的な活用により、消防防災体制の充実に一層努めていただきますようお願いいたします。

については、緊防債の関係資料を添付いたしますので、事業の財源を検討する際の参考にしていただければ幸いです。

なお、平成 29 年度における緊防債を含む地方債の第 2 次分起債協議等予定額の提出期限については、例年どおりであれば、1 月上旬となります。同意等を得た事業については、翌年度に繰り越して使用することも可能ですので、第 2 次分起債協議等予定額の提出にあたっては、財政当局と調整の上、検討いただければと考えております。

都道府県にあつては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、この旨周知されるようお願いいたします。

【問合せ先】

消防庁消防・救急課

北代、山並

電 話：03-5253-7522

e-mail：syozai@soumu.go.jp

緊急防災・減災事業債について

地方公共団体が引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組んでいけるよう、対象事業を拡充した上で、東日本大震災に係る復興・創生期間である平成32年度まで継続することとし、平成29年度は5,000億円を計上

1. 対象事業 【地方単独事業(6)を除く】 (下線部は、平成29年度以降の対象事業として追加したもの)

| | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(1) 大規模災害時の防災・減災対策のために必要な施設の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○防災拠点施設(地域防災センター等) ○防災資機材等備蓄施設、拠点避難地 ○非常用電源 ○津波避難タワー、活動火山対策避難施設等 ○避難路・避難階段 ○指定緊急避難場所や指定避難所において防災機能を強化するための施設 ○指定避難所における避難者の生活環境の改善のための施設(空調・Wi-Fi等)の整備 ○緊急消防援助隊の救助活動等拠点施設 ○緊急消防援助隊の機能強化を図るための車両資機材等 ○消防団の機能強化を図るための施設・設備 ○消防水利施設 ○初期消火資機材 | <p>(3) 津波対策の観点から移転が必要と位置づけられた公共施設等の移設</p> <ul style="list-style-type: none"> ○津波浸水想定区域内にあり、地域防災計画上、必要な災害対策の拠点となる施設や、災害時に援護が必要となる者のための施設の移転 |
| <p>(2) 大規模災害に迅速に対応するための情報網の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ○防災行政無線のデジタル化 ○<u>全国瞬時警報システム(J-ALERT)の新型受信機の導入・情報伝達手段の多重化</u> ○高機能消防指令センター(消防救急無線のデジタル化に伴うもの) ○防災情報システム、衛星通信ネットワークシステム等、大規模災害時の情報伝達のために必要な通信施設 ○災害時オペレーションシステム | <p>(4) 消防広域化事業等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○広域消防運営計画又は消防署所等の再編整備計画に基づき必要となる消防署所等の増改築又は整備事業を対象 ○上記計画に基づき機能強化を図る消防車両等の整備 ○統合される消防本部を消防署所等として有効活用するために必要となる改築 ○<u>消防機関間の柔軟な連携・協力(共同化)に伴う高機能消防指令センターの整備</u> |
| | <p>(5) 地域防災計画上に定められた公共施設・公用施設の耐震化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○指定避難所とされている公共施設及び公用施設 ○災害時に災害対策の拠点となる公共施設及び公用施設 ○不特定多数の者が利用する公共施設 ○社会福祉事業の用に供する公共施設 ○幼稚園等 ※消防署所等については、耐震性が十分でないことから、早急に耐震化を行う必要があり全部改築することがやむを得ないと認められるものについても対象 |
| | <p>(6) 特定地域の振興や生活環境の整備を目的とした国庫補助金(※)の交付を受けて実施する(1)～(5)の事業</p> |

(※)防衛施設周辺的生活環境の整備に係る補助金、離島活性化交付金及び奄美群島振興交付金

2. 財政措置

- (1) 地方債の充当率 100%
- (2) 交付税措置 元利償還金について、その70%を基準財政需要額に算入

3. 事業年度

平成29年度から平成32年度

地方債における地方交付税措置の仕組み①

○ 地方債措置については、「充当率」や「元利償還金の基準財政需要額算入」の理解が不可欠です。

- ・ 「充当率」：地方債発行額の算定のため、対象事業費から補助金等の特定財源を控除した額(地方負担額)に乗じる率
(対象事業費に対しての地方債発行額が計算されます)

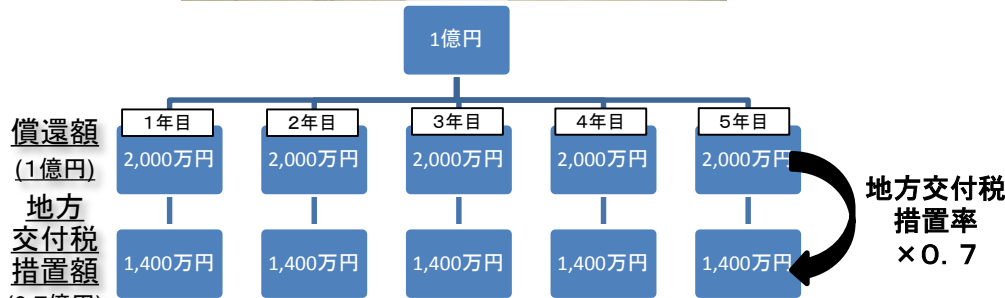
$$\text{地方債発行額} = \text{地方負担額} \times \text{充当率}$$

- ・ 「元利償還金の基準財政需要額算入」：地方交付税措置(額・率)ともいいますが、地方債の元利償還金の一定割合を、地方交付税(普通交付税)の基準財政需要額に算入することをいいます。(別紙参照)

元利償還金の基準財政需要額算入 (イメージ)

市町村

(例) 緊急消防援助隊に登録する海水利用型消防水利システム(スーパーポンパー)を1億円で整備する場合



《実質的な負担額》

〔単年度〕 2,000万円(償還額) - 1,400万円(地方交付税措置額) = 600万円

〔全体〕 600万円 × 5年 = **3,000万円**
(1億円 - 0.7億円)

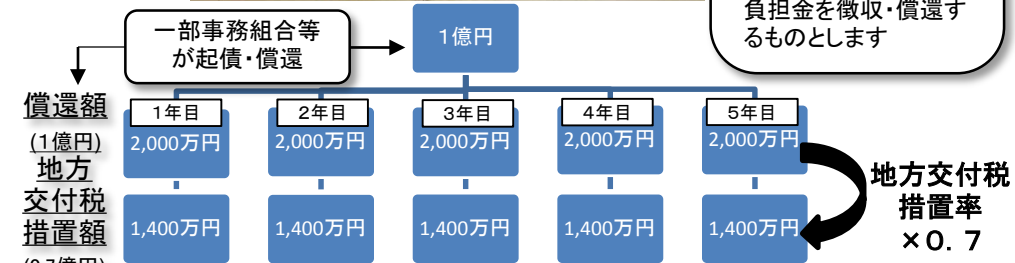
一部事務組合等

(例) 緊急消防援助隊に登録する海水利用型消防水利システム(スーパーポンパー)を1億円で整備する場合

(構成団体は4団体(A市, B市, C市, D市)で、負担割合は4 : 3 : 2 : 1とします)



※ 一部事務組合等が起債し、元利償還に際して構成団体から、負担割合に応じて負担金を徴収・償還するものとします



《A市、D市の実質的な負担額》 ※ 地方交付税措置は、(負担割合に応じて)市町村に対して措置されます

〔単年度〕 A市 : (2,000万円(償還額) - 1,400万円) × 4/10 (負担割合) = 240万円
D市 : (2,000万円(償還額) - 1,400万円) × 1/10 (負担割合) = 60万円
※ B市・C市については同様の計算により、それぞれ180万円・120万円となる。

〔全体〕 A市 : 240万円 × 5年 = 1,200万円
D市 : 60万円 × 5年 = 300万円
※ B市・C市については同様の計算により、それぞれ900万円・600万円となる。

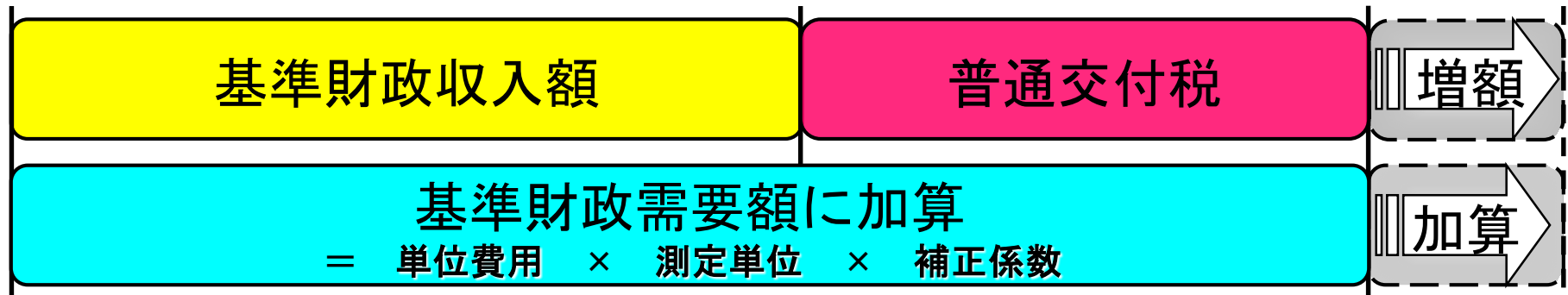
※ 事業費全額について緊急防災・減災事業債を活用し、5年元金均等で償還する場合(「元利」措置のため、利払いも同様の措置となりますが、簡略化のため省略)

地方債における地方交付税措置の仕組み②

- 特定の地方債においては、元利償還金(元金及び利息)の一定割合を、後年度の普通交付税の基準財政需要額に算入する措置(地方交付税措置)が講じられています。

地方交付税措置の仕組み

普通交付税の基準財政需要額に、当該地方債の元利償還金の一定割合が加算されることにより、普通交付税額の額が増額されます。



主な事業と地方交付税措置率等

| 事業名 | 充当率 | 地方交付税措置率 |
|----------------|----------------------|----------|
| 緊急防災・減災事業 | 100% | 70% |
| 防災対策事業 | 75% (※1) | 30% (※1) |
| 公共施設等適正管理推進事業 | 90% (※2) | 30%等 |
| 施設整備事業(一般財源化分) | 1 / 3等(従前の補助金額の100%) | 70% |
| 過疎対策事業 | 100% | 70% |
| 辺地対策事業 | 100% | 80% |

※1 デジタル化関連事業等：充当率90%、地方交付税措置率50%
 ※2 市町村役場機能緊急保全事業：地方交付税措置対象分75%

平成 29 年度地方債同意等基準（抜粋）

平成 29 年総務省告示第 139 号

第二 協議団体に係る同意基準

二 協議に当たっての事業区分

1 通常収支分

地方債（通常収支分）の協議に当たっては、次に掲げる事業区分を協議の単位とし、それぞれに定める事業等を対象とするものとする（ただし、2に掲げる事業の対象となるものを除く。）。

(一) 一般会計債

(5) 一般単独事業

⑥ 緊急防災・減災事業

緊急防災・減災事業については、防災基盤の整備事業並びに公共施設及び公用施設の耐震化事業で、東日本大震災及び平成 28 年熊本地震を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災のための地方単独事業等を対象とするものとする。

平成 29 年度地方債同意等基準運用要綱（抜粋）

第一 簡易協議等手続きに関する事項

二 対象事業に関する事項

1 通常収支分

簡易協議等手続きの対象となる事業区分（通常収支分）の対象事業の取扱いについては、同意等基準及び第一の一の一般的事項に定めるもののほか、次に掲げるところによるものであること。

(一) 一般会計債

(5) 一般単独事業

③ 防災対策事業

ア 防災基盤整備事業は、消防防災施設整備事業、津波浸水想定区域移転事業及び消防広域化及び消防の連携・協力関連事業であり、具体的には次の事業を対象とするものであること。

(ア) 消防防災施設整備事業

防災・減災に資する消防防災施設の整備に関する事業で地域防災計画と整合性を図りつつ行う事業であり、具体的には、次の施設の整備に関する事業を対象とする。

- a 防災拠点施設（地域防災センター等）
- b 防災資機材等備蓄施設及び拠点避難地
- c 非常用電源
- d 緊急時に避難又は退避するための施設(津波避難タワー、活動火山対策避難施設等)
- e 避難路・避難階段
- f 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づく指定緊急避難場所及び指定避難所（以下「指定避難所」という。）において防災機能を強化するための施設
- g 指定避難所における避難者の生活環境の改善のための施設(空調・Wi-Fi 等)の整備
- h 緊急消防援助隊の救助活動等拠点施設
- i 緊急消防援助隊の編成に必要な施設
- j 消防団に整備される施設
- k 消防水利施設

1 初期消火資機材

m 消防本部又は消防署に整備される施設

n 消防防災情報通信施設

o 都道府県が平成 32 年度までに整備する実践的訓練設備（模擬消火訓練装置（AFT）及び実火災体験型訓練装置（ホットトレーニング））

(4) 津波浸水想定区域移転事業

津波浸水想定区域内にあり、地域防災計画上、津波対策の観点から移転が必要と位置付けられた公共施設及び公用施設の移転を対象とする。

a 大規模地震が発生した場合に甚大な被害を受けると想定され、災害応急対策上不可欠となる防災対策の拠点施設及び災害時に特に配慮が必要となる者（以下「要配慮者」という。）のための施設を対象とするものであること。

b 庁舎については、原則として次に定める面積及び㎡当たり単価に基づき算定した額を上限として起債対象事業費を算出するものであること。

(a) 面積

入居職員数×職員一人当たり面積（35.3 ㎡）と移転前面積を比較して大きい方

(b) ㎡当たり単価 361 千円

c 庁舎以外の公共施設又は公用施設の移転については、原則として移転前の延床面積を上限とするものであること。

d 用地については、移転前の用地面積を上限とするものであること（庁舎の用地費については、b で算定した起債対象事業費とは別に対象となるものであること。）。

e 地理的な制約のため津波浸水想定区域内において建替えを行う場合のかさ上げに要する経費等も対象となるものであること（庁舎のかさ上げに要する経費等については、b で算定した起債対象事業費とは別に対象となるものであること。）。

(ウ) 消防広域化及び消防の連携・協力関連事業

「市町村の消防の広域化に関する基本指針」（平成 18 年消防庁告示第 33 号）に基づき、広域化したもの又は広域化の期限までに広域化するもの（消防広域化重点地域に指定されたものに限る。）が実施する消防広域化事業又は「消防の連携・協力の推進について」（平成 29 年 4 月 1 日付け消防消第 59 号消防庁長官通知）に基づき、消防の連携・協力をを行うものが実施する消防の連携・協力に関する事業であり、具体的には次の事業を対象とする。

a 広域消防運営計画又は消防署所等（消防署、出張所及び指令センターをいう。以下同じ。）の再編整備計画（以下「広域消防運営計画等」という。）に基づき、必

要となる消防署所等の増改築（一体的に整備する自主防災組織等のための訓練研修施設を含む。）

ただし、広域消防運営計画等において消防署所等の再配置が必要であると位置付けられたものは、新築についても対象とするものであること。

- b 広域消防運営計画等に基づく消防署所等の統合による効率化等により、機能強化を図る消防用車両等の整備
- c 広域消防運営計画等に基づき統合される消防本部を消防署所等として有効活用するために必要となる改築
- d 連携・協力実施計画に基づき、必要となる高機能消防指令センター及び消防用車両等の整備

なお、(ア) n のうち防災行政無線整備事業(デジタル方式で整備するものに限る。)、(ウ) a のうち高機能消防指令センター、(ウ) b 及び(ウ) d については、デジタル化関連事業等とする。

イ 公共施設及び公用施設の耐震化事業は、大規模災害時に防災拠点となることや人命に対する被害等が生じると見込まれるため、地域防災計画上、その耐震改修を進める必要があるとされた公共施設及び公用施設の耐震化であり、具体的には次の施設を対象とするものであること。

(ア) 指定避難所とされている学校等の公共施設及び公用施設

(イ) 災害時に災害対策の拠点となる公共施設及び公用施設

(ウ) 不特定多数の者が利用する公共施設（橋梁等の道路及び歩道橋等の交通安全施設を含む。）

(エ) 災害時に要配慮者対策が必要となる社会福祉事業の用に供する公共施設

(オ) 災害時に要配慮者対策が必要となる幼稚園、特別支援学校及び認定こども園（学校法人が実施する指定避難所以外の施設については、国庫補助と併せて地方公共団体が助成する場合に限り、事業費の6分の1以内の額を対象とするものであること。）

(カ) 地震による倒壊の危険性が高い庁舎及び指定避難所（Is 値 0.3 未満）であって、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づく地震防災緊急事業五箇年計画に定められた施設

なお、原則として耐震化を目的とする当該施設の一部改築又は増築を対象とするものであること。ただし、消防署所等については、耐震性が十分でないことから、早急に耐震化を行う必要があると認められ全部改築することがやむを得ないと認められるものについて対象とするものであること。

ウ 自然災害防止事業は、地域防災計画に掲げられている災害危険区域において、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を予防するために地方単独事業として行う治山、砂

防、地すべり、河川、林地崩壊、急傾斜地崩壊、ため池、小規模山地崩壊、海岸保全、湛水防除、特殊土壌、道路防災、地盤沈下対策又は防雪施設に係る事業（市町村への補助金及び都道府県事業への負担金を含む。）を対象とするものであること。

④ （略）

⑤ 緊急防災・減災事業

ア 緊急防災・減災事業については、次に掲げる事業を対象とするものであること。

(ア) 大規模災害時の防災・減災対策のために必要な施設の整備

a ③ア(ア) a から h まで、k 及び l に掲げる事業

b ③ア(ア) i のうち、緊急消防援助隊の機能強化を図るための車両資機材等

c ③ア(ア) j のうち、消防団の機能強化を図るための施設・設備

(イ) 大規模災害に迅速に対応するために緊急に整備する必要のある情報網の構築

③ア(イ) n のうち、次の事業を対象とする。

a 防災行政無線のデジタル化

b 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の新型受信機の導入・情報伝達手段の多重化

c 高機能消防指令センター（消防救急無線のデジタル化に併せて整備するものに限る。）

d 防災情報システム、衛星通信ネットワークシステムなど大規模災害時の情報伝達のために必要な通信施設

e 災害時オペレーションシステム

(ウ) 津波浸水想定区域内にあり、地域防災計画上、津波対策の観点から移転が必要と位置付けられた公共施設及び公用施設の移転

③ア(ウ)の事業

(エ) 「市町村の消防の広域化に関する基本指針」に基づき、広域化したもの又は広域化の期限までに広域化するもの（消防広域化重点地域に指定されたものに限る。）が実施する消防広域化事業又は「消防の連携・協力の推進について」（平成 29 年 4 月 1 日付け消防消第 59 号消防庁長官通知）に基づき、消防の連携・協力を行うものが実施する消防の連携・協力に関する事業

a ③ア(エ) a から c の事業

b ③ア(エ) d のうち、高機能消防指令センター

(オ) 大規模災害時に防災拠点となることや人命に対する被害等が生じると見込まれるため、地域防災計画上、その耐震改修を進める必要があるとされた公共施設及び公用施設の耐震化

③イの事業

イ 上記アで対象としている事業を、防衛施設周辺的生活環境の整備に係る補助金、離島活性化交付金及び奄美群島振興交付金を受けて実施する場合も、緊急防災・減災事業の対象とするものであること。

ウ 資金は、地方公共団体金融機構資金又は民間等資金とすること。

平成 29 年度地方債についての質疑応答集（抜粋）

平成 29 年 4 月 3 日付け総務省自治財政局地方債課事務連絡

【11 防災対策事業（緊急防災・減災事業にも該当する事業に係る取扱いは共通）】

Q11-1 「消防防災施設整備事業」は、具体的にどのような事業が対象ですか。

A11-1

- ・ 運用要綱(ア) a の「防災拠点施設（地域防災センター等）」とは、「消防団拠点施設及び地域防災の拠点施設について」（平成 26 年 3 月 28 日付け消防第 122 号消防庁国民保護・防災部防災課長通知）を踏まえて整備された災害時に自主防災組織等の活動拠点となるよう、備蓄倉庫や資機材庫等の機能を備え、平時に自主防災組織等の訓練・研修等が行える公共施設が対象です。
なお、庁舎等との複合施設として整備する場合には、防災拠点施設に係る部分とその他の部分を区分した上で、防災拠点施設に係る部分のみを対象とする必要があります。
- ・ 運用要綱(ア) b の「拠点避難地」とは、夜間照明や備蓄倉庫等を併設した大規模災害発生時の避難地となる施設が対象です。
- ・ 運用要綱(ア) c の「非常用電源」とは、非常用電源の設置に加え、既存の非常用電源に対する浸水・地震対策（上層階への移設、防護板の設置等）に要する経費も対象となります。
- ・ 運用要綱(ア) e の「避難路・避難階段」とは、津波をはじめとした災害時において、避難するために特に必要な道路（避難経路や緊急車両の進入経路等として確保しなければならないもの）や階段の新設・改良等が対象です。一般的な道路の防災工事は、防災対策事業（自然災害防止事業）、地方道路等整備事業などの対象となります。
- ・ 運用要綱(ア) f の「指定緊急避難場所及び指定避難所において防災機能を強化するための施設」とは、夜間照明、避難のための屋上階段、天井に設置されている設備の落下防止対策など避難者の安全性向上のために必要な改修等が対象です。
- ・ 運用要綱(ア) g の「指定避難所における避難者の生活環境の改善のための施設」とは、避難者のためのトイレ・シャワー・空調設備・Wi-Fi 等、避難収容室や備蓄倉庫の改造・改築等、避難者が生活するために必要な施設が対象です。なお、Wi-Fi の整備については、制御・監視装置（例：運用管理用サーバやシステム等）、電源設備（例：蓄電池、無停電電源装置等）伝送路設備（例：光ファイバーケーブル、引込線等）を指定避難所における Wi-Fi アクセスポイントとあわせて整備する場合に対象となります。
- ・ 運用要綱(ア) h の「緊急消防援助隊の救助活動等拠点施設」とは、緊急消防援助隊の活動に必要な燃料貯蔵施設や活動資機材保管施設、ヘリコプター離着陸場等、緊急消防援助隊が長期かつ広範囲に活動するに当たって必要な各種施設のことで。
- ・ 運用要綱(ア) i の「緊急消防援助隊の編成に必要な施設」とは、消防艇やテロ対策用特殊救助資機材、海水利用型消防水利システム等、緊急消防援助隊を編成し広域応援を行うのに必要な施設のことで。
- ・ 運用要綱(ア) j の「消防団に整備される施設」とは、消防団活動を行うにあたり必要となる、指揮広報車、消防ポンプ自動車、消防団情報伝達システム、「消防団拠点施設及び地域防災の拠点施設について」（平成 26 年 3 月 28 日付け消防第 122 号消防庁国民保護・防災部防災課長通知）を踏まえて整備された消防団拠点施設等のことで。
- ・ 運用要綱(ア) k の「消防水利施設」及び 1 の「初期消火資機材」を整備する場合における地域防災計画との整合性については、整備の必要性や地域の実情に応じた計画的な配置とともに、自主防災組織の育成や活動（消火訓練や資機材の点検等）に関する内容も求められます。
- ・ 運用要綱(ア) m の「消防本部又は消防署に整備される施設」とは、電源車及び特殊災害対応自動車のほか、消防ポンプ自動車（水槽付消防ポンプ自動車及び化学消防ポンプ自動車を含む。）、はしご付消防ポンプ自動車、高規格救急自動車、救助工作車及び指揮車で、消防力の整備指針に基づきそれぞれの車両ごとに算定された数を超えて整備される車両のことで。
- ・ 運用要綱(ア) n の「消防防災情報通信施設」とは、消防救急無線、防災行政無線、全国瞬時警報システ

ム (J-ALERT)、高機能消防指令センター、防災情報システム (河川水位等の情報を関係機関や避難所に送り、警報等呼びかけるシステムや、被災者関連機能 (被災者台帳管理、罹災証明書発行、建物被害調査、仮設住宅管理、義援金交付)、避難所関連機能 (避難所のニーズ把握、避難所運営、備蓄物資・救援物資管理)、避難行動要支援者関連機能、関係機関等との災害情報等共有機能、職員参集連絡機能等を有するシステム)、要援護者緊急通報システム、震度計・自動震度警報装置、災害時オペレーションシステム (災害対策本部や消防本部等に設置する、ヘリテレや地上設置カメラによる画像等をリアルタイムで大型スクリーンに表示し、同時に関係機関間で共有する機能等を有するシステム)等、災害発生情報や防災に関する情報を広く伝えるための通信施設等のことです。

- ・ 運用要綱(ア)の「実践的訓練設備」とは、「消防学校における実践的訓練施設の整備の推進について」(平成 29 年 4 月 3 日付け消防消第 62 号消防庁消防・救急課長通知)に基づいて整備される模擬消火訓練装置 (AFT)、実火災体験型訓練装置(ホットトレーニング)のことです。

Q11-2 「津波浸水想定区域移転事業」は、具体的にどのような事業が対象ですか。

A11-2

- ・ 運用要綱(イ)の「津波浸水想定区域移転事業」の対象となる施設は、災害応急対策上不可欠となる防災対策の拠点である庁舎や消防庁舎、学校施設及び災害時に特に配慮が必要となる者 (以下「要配慮者」という。)のための施設である保育所や老人福祉施設といった社会福祉施設等のうち、地域防災計画で移転が必要と定められている施設を対象とします。また、起債対象事業費や面積が上限を超えたものについては、当該施設の建設に対応する本来の事業債の対象となります。

Q11-3 「消防広域化及び消防の連携・協力関連事業」は、具体的にどのような事業が対象ですか。

A11-3

- ・ 運用要綱(ウ)の「消防広域化及び消防の連携・協力関連事業」について、広域消防運営計画等に基づき実施するものについては、広域化前に着手するものについても対象となります。運用要綱(ウ)のうち a 及び c については広域化後 10 年度以内に完了する事業、b については 5 年度以内に完了する事業を対象とします。なお、市町村の消防の広域化に関する基本指針の一部を改正する告示 (平成 25 年消防庁告示第 4 号) による改正前の市町村の消防の広域化に関する基本方針に定められていた期限 (平成 25 年 3 月 31 日) までに広域化した場合には当該期限の日の翌日から起算します。

また、「広域消防運営計画等」に基づき必要となる消防署所等の増改築等とは、広域化による管理部門の合理化等により新たに現場活動要員や消防車両等を配置するために必要となるもの等であり、具体的には、近接する署所を統合し新たに署所を設置する場合や、常備消防を持たない町村の地域を管轄する署所を新設する場合など、機能を強化するための事業が対象です。ただし、消防本部 (指令センターを除く)、職員宿舎及び老朽化のための消防署所等の増改築については対象とならないものです。

新築が対象となる署所等の再配置とは、広域化に伴い、近接する署所等を統合し新たに分署を設置する場合や、非常備消防の地域を管轄する署所等を新設する場合などであり、単なる署所等の更新は対象となりません。

- ・ 運用要綱(ウ)の「消防の連携・協力関連事業」について、連携・協力実施計画に基づき実施するものについては、連携・協力の実施前に着手するものについても対象となります。運用要綱(ウ) d のうち高機能消防指令センターについては連携・協力実施計画に位置付けた後、10 年度以内に完了する事業、消防用車両等については 5 年度以内に完了する事業を対象とします。
- ・ 消防用車両等の共同整備とは、複数の消防本部の管轄区域を出動範囲とする車両を共同で整備することであり、複数の車両を同時に共同で整備した後に、各車両については各々の消防本部が所有し、当該車両の出動範囲が個別の消防本部の管轄区域内にとどまる場合は、対象となりません。複数の消防本部のうち一つの消防本部が車両を購入、所有し、他の消防本部は負担金を支出する場合等、共同整備された車両を共有しない場合であっても、当該車両の出動範囲が、複数の消防本部の管轄区域にわたるものである場合は、対象となります。

Q11-4 「公共施設及び公用施設の耐震化事業」は、具体的にどのような事業が対象ですか。

A11-4 大規模地震等災害時に防災拠点となる公共施設等の耐震化事業であり、具体的な対象事業等は、運用要綱に定めるもののほか次のとおりです。

- ・ 対象となる建築物は、原則として、非木造の2階以上又は延床面積200㎡超の建築物であって、地震に対する安全性に係る建築基準法（昭和25年法律第201号）又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で同法第3条第2項の規定の適用を受けているものが対象です。

また、平成25年度の「建築基準法施行令」及び関連省令の一部改正により、既存不適格建築物の増改築における緩和要件に追加された、天井落下防止対策事業（6m以上の高さにある200㎡以上の吊り天井）も対象です。

- ・ 耐震補強のほか、制震化、免震化に要する経費についても対象となります。また、非構造部材についても、耐震診断を行った結果、耐震補強工事が必要とされたものについては、対象となります。
- ・ 運用要綱(イ)の「災害時に災害対策の拠点となる公共施設及び公用施設」とは、災害時に災害対策本部が設けられる庁舎、消防庁舎など、発災時に災害対策の拠点となる施設のことです。
- ・ 運用要綱(エ)の「災害時に要配慮者対策が必要となる社会福祉事業の用に供する公共施設」とは、児童福祉施設その他の社会福祉施設のうち、公営企業債の対象となる施設を除いた施設の整備事業が対象です。

なお、消防署所等について、「耐震性が十分でないことから、早急に耐震化を行う必要があり全部改築することがやむを得ないと認められるもの」とは、Is値0.6未満であって、耐震補強を行ったとしても所要の耐震性を確保できない場合や、耐震補強後の耐用年数等を考慮したトータルコストが全部改築した場合のトータルコストを上回ることが明らかな場合です。

また、移転を伴う全部改築でも、耐震化のために必要な移転であれば、用地費も含めて対象となります。

【12 緊急防災・減災事業】

Q12-1 緊急防災・減災事業の期間はいつまでですか。

A12-1 東日本大震災の復興・創生期間である平成32年度までです。

Q12-2 既存の施設・設備の更新は、対象となりますか。

A12-2 既存の施設・設備の更新は、長期的視点に立って、計画的に取り組むべきものであり、緊急性・即効性のある事業を対象とした緊急防災・減災事業の対象ではなく、防災対策事業の対象となります。

Q12-3 緊急防災・減災事業のうち「緊急消防援助隊の機能強化を図るための車両資機材等」の整備とは、具体的にどのような事業ですか。

A12-3

- ・ 防災対策事業の対象となる緊急消防援助隊の編成に必要な施設のうち、車両、ヘリコプター、消防艇及びこれらに付随する資機材（以下「車両等」という。）の新規登録のための整備並びに車両等の高性能なものへの更新、新規登録のために整備する車両等を保管する施設の整備など、大規模災害に対応して、機能を強化するための事業のことです。

Q12-4 緊急防災・減災事業のうち「消防団の機能強化を図るための施設・設備」の整備とは、具体的にどのような事業ですか。

A12-4

- ・ 防災対策事業の対象となる消防団に整備される施設のうち、東日本大震災を教訓として、津波災害等の大規模災害時において住民の安全に直結する消防団の強化に係るものを対象とし、具体的には消防団車両の増強・初期消火資機材の増強や、救助活動等を行うために必要な車両の整備、避難誘導を行う消防団の情報伝達手段の整備、消防団拠点施設の増強などの事業のことです。

Q12-5 庁舎や公民館を新設する場合に、地域防災センターを併設したいと考えていますが、緊急防災・減災事業の対象となりますか。

A12-5 事業費を按分し、地域防災センター等の防災拠点施設として整備する部分については、緊急防災・減災事業の対象となります。

Q12-6 都道府県が整備する防災行政無線のデジタル化も、緊急防災・減災事業の対象となりますか。また、都道府県が防災行政無線のデジタル化を実施する場合に市町村から受益者負担金を徴収する場合、当該市町村における負担金も対象となりますか。

A12-6 対象となります。市町村の受益者負担金についても対象となります。

Q12-7 津波対策の観点から公共施設及び公用施設を移転する場合、移転前の延床面積を上限として対象となるのが原則ですが、例外として移転前の延床面積を超えて、緊急防災・減災事業の対象となるケースがあるのでしょうか。

A12-7 法令等で面積基準が定められている建物（例：養護老人ホーム）で、法令等の基準ができる前に建築されたものを移転する場合において、延床面積を現在よりも増やさなければ法令等の遵守ができない場合には、移転前の延床面積を超えて対象とすることができます。

Q12-8 津波浸水想定区域内にある公共施設及び公用施設を高台に移転する場合に、通常の用地費以外にも法面の造成工事等が必要となる見込みです。このような高台移転に起因したかかり増しの造成工事も対象となりますか。

A12-8 移転前の用地面積を上限とする通常の用地費とは別に、移転に伴う追加工事として対象となります。

Q12-9 津波浸水想定区域内にある施設を移転したいのですが、自治体区域内に高台などの適切な移転先がなく、津波浸水想定区域内で建て替えをせざるを得ない状況です。このような場合でも「津波浸水想定区域移転事業」の対象となりますか。

A12-9 地理的な制約がある中で、かさ上げなどの津波浸水対策を講じることにより、高台移転と同等の効果が見込まれるものであり、想定される津波の高さ等を踏まえた津波浸水対策の実効性が担保され、地域防災計画の中に事業の必要性が位置付けられていれば、対象となり得ます。この場合のかさ上げなどのためのコストは、通常の建設費や用地費とは別に、津波浸水対策のための追加工事費として対象として差し支えありません。

Q12-10 津波浸水想定区域移転事業における「津波浸水想定区域」とは、どのようなものですか。

A12-10 想定される地震・津波災害の軽減を図るため、都道府県が作成し、地域の住民に周知されるとともに防災・減災対策に活用されている津波浸水予測の区域や、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）に基づき都道府県が設定した津波浸水想定区域などが該当します。

Q12-11 「津波浸水想定区域移転事業」の起債対象事業費の算出に用いる庁舎の「入居職員」の範囲について教えてください。

A12-11 対象となる「入居職員」は、移転後の庁舎の入居職員のうち、地方公共団体定員管理調査（第1表～第3表）の対象となる職員（公営企業会計に属する職員は除く。）です。

Q12-12 庁舎の移転事業にかかる解体撤去費は対象となりますか。

A12-12 既存の建物を撤去しなければ移転ができない場合の解体撤去費については、同意等基準運用要綱の防災対策事業ア(イ) bに基づき算出した起債対象事業費内で対象となります。

Q12-13 広域消防運営計画等に基づき、近接する署所等を統合して新たに分署を設置する場合や、非常備消防の地域を管轄する署所等を新設する場合において、用地費も緊急防災・減災事業の対象となり

ますか。

A12-13 対象となります。

Q12-14 指定避難所とされている学校施設の耐震化については、地方公共団体が実施する場合だけでなく、学校法人が実施する耐震化に対して地方公共団体が助成する場合も緊急防災・減災事業の対象となりますか。

A12-14 対象となります。

Q12-15 指定避難所とされていない学校施設の耐震化については、緊急防災・減災事業の対象となりますか。

A12-15 乳幼児等の災害時要配慮者対策の観点から、指定避難所以外の幼稚園、特別支援学校及び認定こども園の耐震化については対象となります。この際、学校法人が実施する指定避難所以外の私立幼稚園等の耐震化については、国庫補助と併せて地方公共団体が独自に助成する場合に限り、事業費の6分の1以内の額が対象となります。

Q12-16 社会福祉法人が実施する保育所等の耐震化に対して地方公共団体が助成する場合、緊急防災・減災事業の対象となりますか。

A12-16 対象となります。

Q12-17 消防署所等が消防本部と同じ建物となっており、耐震化のために全部改築を行う場合、どの部分が緊急防災・減災事業の対象となりますか。

A12-17 耐震化のために全部改築を行う場合、緊急防災・減災事業の対象となるのは、消防署所等に属する部分及び消防本部のうち消防署所等と同等の機能を有していると認められる部分（消防車両の車庫、資機材庫、自主防災組織等の訓練や研修を行うための部屋など、通常は消防署所等に整備されるものであるが消防本部部分に整備されているもの等）が対象となります。

Q12-18 デジタル防災行政無線の戸別受信機を整備する場合は、緊急防災・減災事業の対象となりますか。

A12-18 デジタル防災行政無線の屋外スピーカー等と一体で整備する場合については、対象となります。

Q12-19 住民への災害関連情報の伝達を目的とした地域振興波又は防災行政無線アナログ波（以下「地域振興波等」という。）を活用した戸別受信機を整備は、緊急防災・減災事業の対象となりますか。

A12-19 「市町村防災行政無線（同報系）等の戸別受信機を整備に係る財政措置の拡充について」（平成29年4月3日付け消防情第106号消防庁国民保護・防災部防災情報室長通知）により、次の要件等を満たす場合には、地域振興波等を活用した戸別受信機についても、地域振興波等の送信機等と一体で整備する場合については、対象となります。詳しくは、同通知をご参照ください。

- ・ 整備経費及び運用経費の合計がデジタル戸別受信機を整備する場合よりも安価であること。
- ・ 各施設が十分な耐災害性（地震対策・停電対策・浸水対策）を有すること。

Q12-20 防災行政無線の代替として「大規模災害時の情報伝達のために必要な通信施設」を整備する場合は、どのような通信施設が、緊急防災・減災事業の対象となりますか。

A12-20 「災害時の住民への情報伝達体制の更なる強化について」（平成28年4月1日付け消防情第96号消防庁国民保護・防災部防災情報室長通知）により、次の要件を満たす場合には、280MHz帯デジタル無線、FM放送、V-Lowマルチメディア放送等についても、防災行政無線の代替として認められているところです。

- ・ 整備対象地域が、デジタル防災行政無線又は戸別受信機の未整備地域であること。
- ・ 整備経費及び運用経費の合計が防災行政無線の場合よりも安価であること。
- ・ 各施設が十分な耐災害性（地震対策・停電対策・浸水対策）を有すること。

この場合においては、防災・減災対応に必要な施設整備に要する経費に限り、対象となります。

Q12-21 指定避難所における避難者の生活環境の改善のための施設（空調・Wi-Fi等）の整備について、指定避難所とされている学校の普通教室は対象となりますか。

A12-21 普通教室については、

- ・ 授業の再開に伴い、学校運営上、避難者の移動・明渡しが必要となるため、長期間避難者を収容するスペースとして使用するものではないこと
- ・ 教育環境の改善の観点から整備すべきものであり、緊急防災・減災事業債ではなく、学校施設環境改善交付金や学校教育施設等整備事業債により整備すべきであることから、対象となりません。

なお、特別教室についても、基本的には普通教室と同様の考え方ですが、避難所としての学校施設利用計画などにおいて開放スペースとしてあらかじめ位置付けられるなど、長期間の避難所スペースとしての活用が見込まれる場合には、対象となる可能性があります。

Q12-22 既存の防災情報システムの機能拡充に伴うソフトウェアの追加に要する経費は、対象となりますか。

A12-22 ソフトウェアの追加に要する経費については、サーバーの設置等と一体的に行う場合は対象となります。

Q12-23 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の新型受信機の導入・情報伝達手段の多重化とは、どのような場合が対象となりますか。

A12-23 「全国瞬時警報システムの新型受信機導入及び情報伝達手段の多重化の推進について」（消防国第26号・消防運第16号・消防情第112号）を踏まえて整備する場合は、対象となります。